

令和2年4月吉日

兵庫県営住宅にお住いの皆様へ

兵庫県指定管理者
株式会社東急コミュニティー

新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言発令後の対応について

拝啓 平素は兵庫県営住宅の管理運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件、緊急事態宣言が4月7日付で発令され、兵庫県が対象地域となりました。

つきましては、期間中の当センター営業時間中、下記の点につきまして、ご理解とご協力を賜りたくご案内申し上げます。

皆様にはご迷惑ご不便をおかけしますが、新型コロナウイルスの感染拡大を阻止するための対応としてご理解の程お願い申し上げます。

敬具

記

1. 各種お手続き、お問い合わせにつきましては、一旦当センターまでお電話にてご連絡下さい。感染防止のため、可能な限りお電話・郵送等にて対応させていただきます。
2. 当センターは通常どおり営業しておりますが、電話でのお問い合わせが増加すると予想されるため、担当者との連絡が繋がりにくくなる可能性があります。
3. 家賃・駐車場利用料等のお支払いにつきましては、お近くの金融機関でのお支払いにご協力下さい。
4. 夜間・休日の設備異常等の緊急対応につきましては、これまでどおり設備緊急センターにて受付させていただきます。
お電話が繋がりにくい場合もあるかと存じますが、可能な限り通常どおりの対応に努めます。
5. その他、緊急事態宣言発令期間中はやむを得ず業務履行に大幅に時間を要する場合がありますことを予めご了承下さい。

以上

<お問合せ先> 平日及び土曜日（日曜祝日除く） 9：00～17：30 ※お電話番号のお掛け間違いにご注意下さい。

阪神北管理センター 電話番号 0797-83-6401

阪神南管理センター 電話番号 0798-23-1090